

平成 23 年 3 月 24 日

危機管理対策本部

東京都発表による水道水の放射能測定結果について

1. 平成 23 年 3 月 23 日、東京都および政府は水道水の放射能測定結果について以下の発表を行いました。

「東京都金町浄水場で乳児暫定基準値 2 倍超の放射性ヨウ素が測定されました。東京 2 3 区、武蔵野、三鷹、町田、多摩、稲城では乳児の水道水摂取は控えて下さい。ただし、今回の値は 210 ベクレル/リットルで、乳児以外の子どもや大人の基準 (300 ベクレル/リットル) を下回っています。

指標値を超える水道水を乳児以外の子どもや大人が一時的に飲用しても健康に影響が出る可能性は極めて低く代わりの水が確保できなければ飲んでも問題ありません。また、手洗い入浴等の生活用水として使って頂いて大丈夫です。政府は引き続きモニタリング調査を行い注視していきます。」

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/03/20l3nf00.htm>

金町浄水場の放射性ヨウ素 (ヨウ素 131) の濃度は、上記報道では 210Bq/kg (3 月 22 日 9 時採水) でしたが、本日の報道では 79Bq/kg (3 月 24 日 6 時採水) となっており、東京都は摂取制限をいったん解除しています。

http://www.metro.tokyo.jp/SUB/EQ2011/DATA/20110324_19.pdf

2. 和光市の水道水を供給している、埼玉県の水道中の濃度については

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/housyasenryou.html>

に掲載されていますが 3 月 24 日現在、ヨウ素 131 が 12.00 ベクレル/kg。

国の指標*である飲料水：300 ベクレル/kg (乳児の飲料水は 100 ベクレル/kg) であり、大幅に下回っています。

「指標値」：政府の災害対策本部等が飲食物の摂取制限措置を講ずることが適切であるか否かの検討を開始する目安を示すもの。(原子力安全委員会)

3. 放射線医学総合研究所の HP においても以下の QA が公開されています。

http://www.nirs.go.jp/data/pdf/i7_i.pdf

問：水道水から放射性物質が検出されたと聞きましたが、知らずに飲んでしまいました。大丈夫でしょうか？また水道水は飲み水以外にも使ってはいけないのでしょうか？

答：短期間の飲用では、健康上に問題はありません。

福島原発事故の影響で、水道水の摂取制限が指示された場合に関して、現在、厚生労働省は以下の見解を発表しています。

①飲用は控える

- ②生活用水（お風呂や手洗いなど）の利用には問題がない
 - ③代わりとなる飲用水がない場合は、飲用しても差し支えない
- 今後は、地方自治体からの情報に気をつけるようにしましょう。

4. これらの公開されている情報から、理研の危機管理対策本部では以下のように考えています。
- ・現時点で、飲用しても健康に影響はなく、仮に基準値（300 ベクレル／リットル）を超えても、短期的であれば飲んでも差し支えありません。
 - ・ただし、政府・関係自治体から指示がある地域においては、乳児（1歳未満）の水道水の飲用はさけてください。
 - ・生活用水として使うことは全く問題ありません。
 - ・つくば市および横浜市からは基準を超える放射線が検出されたとの発表は現時点ではまだありません。したがって、筑波研究所および横浜研究所の水についても問題はないと考えております。
 - ・理研としては、今後とも、政府・関係自治体のモニタリング結果を注意深くフォローし、必要に応じて、追加的に対応の考え方を示してまいります。
5. また、これまでに理研で安定ヨウ素剤の配布の計画の有無の問い合わせをいただきましたが、次の理由で理研として安定ヨウ素剤をストックすることはありません。
- 安定ヨウ素剤は医師が処方するもので、原子力災害などの緊急時に、指定された避難場所で服用指示があった場合のみ服用するものです。

参考情報：

放射線医学総合研究所 「ヨウ素を含む消毒剤などを飲んではいけません」

<http://www.nirs.go.jp/data/pdf/youso-3.pdf>